

平成31年度

船橋市病院事業会計予算

議案第9号

平成31年度船橋市病院事業会計予算

(総則)

第1条 平成31年度船橋市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)	病	床	数	4 4 9床				
(2)	年	間	患	者	数			
	入	院				1 4 0, 8 3 5人		
	外	来				2 2 7, 6 1 6人		
(3)	1	日	平	均	患	者	数	
	入	院						3 8 5人
	外	来						9 2 1人

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収					入	
第1款	病	院	事	業	収 益	17,682,000千円
第1項	医	業	収	益		16,249,300千円
第2項	医	業	外	収 益		1,117,300千円
第3項	特	別	利	益		315,400千円
支					出	
第1款	病	院	事	業	費 用	17,682,000千円
第1項	医	業	費	用		17,335,500千円
第2項	医	業	外	費 用		241,900千円
第3項	特	別	損	失		74,600千円
第4項	予	備	費			30,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,033,900千円は、減債積立金568,200千円、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額83千円及び過年度分損益勘定留保資金465,617千円で補填

するものとする。) 。

収 入		
第1款	資 本 的 収 入	6 6 0 , 1 0 0 千円
第1項	企 業 債	1 5 0 , 0 0 0 千円
第2項	負 担 金	5 0 0 , 0 0 0 千円
第3項	固 定 資 産 売 却 代 金	1 0 , 1 0 0 千円

支 出		
第1款	資 本 的 支 出	1 , 6 9 4 , 0 0 0 千円
第1項	建 設 改 良 費	6 2 5 , 8 0 0 千円
第2項	企 業 債 償 還 金	1 , 0 6 8 , 2 0 0 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
医 事 管 理 業 務 委 託 料	平成31年度～平成32年度	192,927
基準寝具及び病衣賃借料	平成31年度～平成33年度	75,650
病院情報システム運用 管 理 業 務 委 託 料	平成31年度～平成34年度	69,795

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
医 療 機 器 整 備 事 業	150,000	普通貸借又は証券発行	5.0%以内 (ただし、 利率見直し方式で借り 入れる資金について、 利率の見直しを行った 後においては、当該見 直し後の利率)	公的資金については、 その融資条件による。 銀行その他の資金につ いては、債権者と協定 する。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、4 0 0 , 0 0 0 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 医業費用と医業外費用の間

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 8,918,190千円

(2) 交 際 費 250千円

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、4,586,560千円と定める。

(重要な資産の取得)

第11条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

種 類	名 称	数 量
器 械 備 品	MR	1 式
	移動型デジタル式汎用一体型X線透視診断装置	1 式
	病理検査システム	1 式
	バーチャルスライドシステム	1 式
	生理検査システム	1 式
	自動精算機システム	1 式
	3D画像解析システム	1 式
ソフトウェア	病理検査システム	1 式
	生理検査システム	1 式

平成31年2月15日提出

船橋市長 松 戸 徹

